

刈谷市電子入札取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あいち電子調達共同システム（CALS/E C）利用規程及びあいち電子調達共同システム（CALS/E C）利用規約（以下「利用規約」という。）の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 この要領の規定は、電子入札において刈谷市工事関係入札心得書に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、刈谷市工事関係入札心得書の規定を準用する。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) あいち電子調達共同システム（CALS/E C）

あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から、発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うことを可能とする、入札参加資格申請サブシステム、電子入札サブシステム、入札情報サービスサブシステムの3つで構成されるシステム（以下「電子調達システム」という。）をいう。

(2) 電子入札

電子調達システムを利用して行う入札・開札等（随意契約を含む。以下同じ。）の手続をいう。

(3) 紙入札

電子調達システムを利用しないで書面により行う入札・開札等の手続をいう。

(4) 電子署名

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。

(5) 電子証明書

電子署名法に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行するものであって、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定するものをいう。

(6) ICカード

電子証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

(7) 建設工事

利用規約に定める建設工事のうち設計金額が200万円を超えるものをいう。

(8) 工事関係委託

利用規約に定める設計・測量・建設コンサルタント等業務のうち設計金額が100万円を超えるものをいう。

(9) 契約担当者

刈谷市契約規則（昭和40年規則第10号）第2条第1号に規定する契約担当者をいう。

(電子入札の対象)

第4条 電子入札の対象となる契約締結の方法は次に掲げるものとする。ただし、契約担当者が電子入札を行うことが適当でないと思えたときは、この限りでない。

区分	契約締結の方法
建設工事	・ 一般競争入札 ・ 指名競争入札 ・ 随意契約
工事関係委託	・ 指名競争入札 ・ 随意契約

(電子調達システムの利用)

第5条 電子調達システムを利用することができる者は、次の各号のとおりとする。

(1) 電子入札の参加者

電子入札に参加することができる者は、刈谷市競争入札等参加資格を有し、ICカードを取得し、電子調達システムに利用者登録を行った者とする。

(2) 特定共同企業体におけるICカードの取扱い

特定共同企業体は、その企業体を代表する者のICカードで、電子入札に参加するものとする。この場合は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）及び入札書に特定共同企業体名を必ず入力しなければならない。

(ICカードの不正使用)

第6条 入札参加者がICカードを不正に使用等した場合は、次のような取扱いができるものとする。

なお、ICカードの不正使用等とは、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。

(1) 開札までに不正使用等が判明した場合

当該案件への入札参加資格取消。ただし、既に入札済みのものはその入札を無効とする。

(2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合

落札決定取消

(3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合

契約解除

(申込書の提出)

第7条 申込書等の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 申込書の提出方法

入札参加者は、申込書の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子調達システムにより提出しなければならない。

(2) 入札参加申込受付票の発行

入札参加申込受付票は、申込書の提出後、電子調達システムにより自動発行される。

(3) 資料の提出

入札参加者は、建設業許可年月日、施工実績、配置予定技術者その他の競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資料」という。）を、電子調達システムにより申込書

に添付して提出しなければならない。この場合において、電子ファイルの容量、ファイルの圧縮形式、資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、利用規約で定めるところによるものとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(4) 郵送又は持参での資料の提出

入札参加者は、電子ファイルで提出する資料が利用規約で定める容量を超える場合は、書面による資料を郵送又は持参により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(5) 資料の再提出

入札参加者は、提出した資料に誤り等があった場合は、申込書受付締切日時までに契約担当者に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得た者に限り資料の再提出ができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(6) 資料内容の確認

落札候補者は、資料の内容を確認できる書類（資料に記載した施工実績の契約書の写し、監理技術者証の写し等をいう。）を、契約担当者の指示により提出しなければならない。

(7) ウィルス対策

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、提出する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。契約担当者は、提出された資料にウィルス感染があった場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止し、速やかに当該電子ファイルを提出した者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。

(8) 申込書受付締切日時の変更

契約担当者は、都合により申込書受付締切日時を変更する場合は、申込書を提出した者に対し電話等により連絡するとともに、必要に応じてホームページ等において公表するものとする。

(入札書の提出)

第8条 入札書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 入札書の提出方法

入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子調達システムにより提出しなければならない。

(2) 入札書受付締切日時

電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は指名通知書に記載の日時とする。なお、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。

(積算内訳書の提出)

第9条 積算内訳書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 積算内訳書の提出

積算内訳書は、原則として指定する様式で、電子調達システムにより入札書に添付して提出するものとする。この場合において、電子ファイルの容量、ファイルの圧縮形式、

積算内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については第7条第3号に準ずるものとする。ただし、電子ファイルが利用規約で定める容量を超える場合の提出方法は、第7条第4号に準ずるものとし、開札後、速やかに提出するものとする。

(2) ウィルス対策

ウィルス対策については、第7条第7号に準ずるものとする。

(紙入札での参加)

第10条 紙入札を希望する者は、受付締切日時までに紙入札参加承認願（様式1）を提出し、承認を受けなければならない。

2 契約担当者は、前項の承認願を受理したときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、紙入札審査結果通知書（様式2）により当該承認願を提出した者に通知するものとする。

3 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

(1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

(2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合

(3) パソコン等のシステム障害

(4) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合

4 前項の規定により、紙入札での参加が認められた者は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 入札書等

入札書（様式3）には、契約の締結等に使用する代表者の印鑑を押印して提出するものとする。ただし、見積書（様式4）は押印不要とする。

(2) 積算内訳書

書面による積算内訳書を、紙入札書と共に提出する。

(3) 締切日時

ア 紙申込書（書面による申込書及び資料をいう。）の受付締切日時
電子入札における申込書受付締切日時と同一とする。

イ 紙入札書の受付締切日時

電子入札における入札書受付締切日時と同一とする。

(入札の辞退)

第11条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子調達システムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札参加承認願を提出し承認を得た場合に限り、書面による入札辞退届を提出することができるものとする。

(入札参加資格の失効)

第12条 落札決定の日までに刈谷市において入札参加資格停止の処分又は「刈谷市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領（平成20年4月1日施行）」第4条第1項に規定する排除措置を受けた者は、入札参加資格を失う。特定共同企業体の構成員が入札参加資格停止の処分を受けた場合は、当該特定共同企業体も入札参加資格を失う。

2 入札参加資格を失った者が、既に入札書を提出していた場合は無効とする。

(開札)

第13条 開札の方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 開札の執行

契約担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書を電子調達システムに登録した後に開札を行うものとする。

(2) 開札時の立会い

ア 入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立ち会うことができるものとする。

イ 電子入札の開札の執行においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(3) 落札候補者決定通知書

契約担当者は、開札の結果、入札金額の低い順（総合評価落札方式による場合は、評価値の高い順）に落札候補者リスト（以下「候補者リスト」という。）を作成し、入札参加者に落札候補者決定通知書により通知するものとする。

(4) くじの実施

候補者リストの作成において、同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子調達システムにおける電子くじによって審査順を決定するものとする。くじ番号の入力又は記入がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に電子調達システムに「999」の入力を行うものとする。

(5) 再度入札

ア 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに契約担当者が指定するものとする。紙入札による入札者については、指定された受付締切日時までに入札書を作成し、契約担当者へ持参により提出することで再度入札に参加できるものとする。ただし、第14条の規定により無効とされた入札をした者については、当該入札に係る再度入札に参加することはできない。

イ 再度入札は、2回までとする。ただし、再度見積もりは、3回までとする。

(入札の無効)

第14条 次の各号に該当する電子入札は、無効とする。

(1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札

(2) 電子署名及び電子証明書のない入札

(3) 特定共同企業体において、その企業体を代表する者のICカードによらない入札

(4) 特定共同企業体において、特定共同企業体名の入力のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札

(5) 積算内訳書等の書類の提出を求めたにもかかわらずこれを提出しない者のした入札

2 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした場合は、いずれの入札も無効とする。

(資格確認)

第15条 開札後、候補者リストの先頭から入札公告に示す「入札参加に必要な資格」を確

認し、当該要件を満たしている「適格者」が確認できるまで確認を行うものとする。

2 前項の確認は、申込書、資料、入札書、積算内訳書及び第7条第6号で提出された書類により行うものとする。

3 第1項の確認は、開札日から起算して原則4日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に行わなければならない。

（入札結果の公表）

第16条 電子入札の入札結果については、入札情報サービスシステムにより公表するものとする。

（責任範囲）

第17条 電子入札において、申込書及び入札書（資料及び積算内訳書を含む。以下この条において同じ。）は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、申込書及び入札書の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

（障害発生時の対応）

第18条 契約担当者は、電子入札に利用する電子機器の障害又は広域停電等のために、電子調達システムの利用ができなくなった場合は、次の各号に定めるところにより対応する。

（1）短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合
必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。

（2）重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合
紙入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の受領が完了している場合は有効なものとして取り扱い、再度の提出は要しない。既に提出された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させる。

（随意契約）

第19条 前条までの規定は、電子入札システムを使用して随意契約を締結する場合に準用する。

附 則

この要領は、平成18年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(様式1)

紙入札参加承認願

年 月 日

刈谷市長 様

住 所
商号又は
名 称
代表者名

下記の案件について、下記の理由により電子調達システムを利用して入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1	工 事 名 (路線名を含む)	
2	工 事 場 所	
3	電子入札で参加 できない理由	該当の□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ICカードの登録内容変更のため、再取得の手段中 <input type="checkbox"/> ICカードの破損等のため、再取得の手段中 <input type="checkbox"/> パソコン等のシステム障害 <input type="checkbox"/> その他 理由 ()

※委託の場合は、「工事」を「委託」と読み替える。

(様式2)

紙入札審査結果通知書

年 月 日

様

刈谷市長

年 月 日付けで承認願いを提出されました、下記の案件への審査結果を通知します。

記

1	工 事 名 (路線名を含む)	
2	工 事 場 所	
3	審 査 結 果	紙入札での参加を
		1 承認する 提出場所
		2 承認しない 理由

※委託の場合は、「工事」を「委託」と読み替える。

(様式3)

入 札 書

年 月 日

刈 谷 市 長

入札者 住 所
氏 名
〔 名 称 及 び
代 表 者 氏 名 〕

印

刈谷市工事関係入札心得書を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負金（下記委託業務の受託料）

1 工 事 名 （委託業務名）

2 路線等の名称

3 工事場所

く じ 番 号			
---------	--	--	--

- (注) 1 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。
2 路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。
3 使用する印鑑は、契約の締結等に使用する代表者の印鑑とする。
4 訂正又は抹消した箇所には押印をすること。
5 金額の数字は、アラビア数字を用い頭に金を記入すること。ただし、金額の訂正は無効入札書となるので注意すること。
6 くじ番号には3桁までの数字を記入すること。

(様式4)

見 積 書

年 月 日

刈 谷 市 長

見積者 住 所
氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕

刈谷市工事関係入札心得書を承諾の上、下記のとおり見積りします。

記

百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負金（下記委託業務の受託料）

1 工 事 名 （委託業務名）

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

- (注) 1 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。
2 路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。
3 訂正又は抹消した箇所には、契約の締結等に使用する代表者の印鑑を押印すること。
4 金額の数字は、アラビア数字を用い頭に金を記入すること。ただし、金額の訂正は無効見積書となるので注意すること。